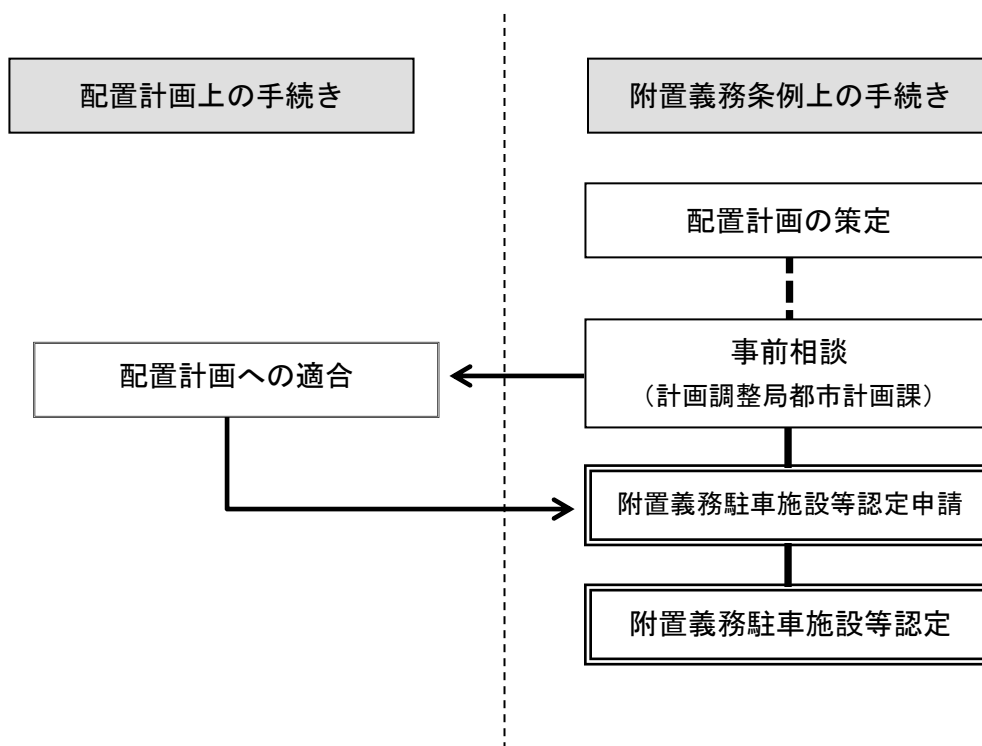


3. 地域ルール^①の適用について

地域ルール（都市再生特別措置法に定める都市再生駐車施設配置計画）を定めた場合、条例の基準によらず、地域特性に応じた駐車施設の配置や附置義務基準の設定が可能です。

この配置計画の計画区域内において、配置計画が策定される前に、条例に基づく駐車施設等の附置及び設置をした建築物においては、市長の認定を受けて、配置計画を適用することができます。

〈既存建築物の配置計画適用にかかる手続きの流れ〉



※認定以降は、配置計画の規定に従う必要があります。

附置義務駐車施設等認定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第15条第1項の認定を受けたいので、同条例施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新規 ・ 変更（前認定番号：第 号）		
配 置 計 画 名 称			
敷 地 の 位 置	区 丁目		
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
建 築 物 の 用 途			
敷 地 面 積	m ²		
延 面 積 (概ね容積対象面積)	特定用途部分	非特定部分	計
	m ²	m ²	m ²
条例に基づく 附置義務台数	配置計画に基づく 整備台数	設 置 台 数	
台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	敷地内	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)
		敷地外	台 台 (自動二輪車)
低 減 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	計	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)
代 理 人	住所 氏名 TEL		
備 考			